

スウェーデンにおける難民・移民の子どもに
対する言語教育の現状と課題

澤 野 由紀子

小 川 早百合

Current situation and challenges of language education for refugee and migrant children in Sweden

During the year of Europe's refugee crisis in 2015, Sweden received the second highest number of asylum applications per 100,000 people in the EU. Among the record-high 162,877 asylum seekers that came to Sweden in 2015, there were 70,384 children under 18 years old, including 30,080 unaccompanied children. This paper aims to determine how the children's right to education and learning is guaranteed for these children with foreign backgrounds in terms of the law and education systems. It focuses on the current situation of education of Swedish as a Second Language (SSL) and mother tongue/heritage language, especially on education and the training of teachers and development of lessons and teaching materials, based on information collected during field research in Sweden in 2017 and 2018.

The paper consists of five parts. Following the Introduction, which explains the background of this research, the first section is concerned with the situation of reception of asylum seekers and the guaranteed right to education in Sweden, and the second section examines the practice of SSL education; these three sections were written by Sawano. The third section, on mother tongue/heritage languages, was written by Ogawa. The Concluding Remarks were written by Sawano and Ogawa together.

はじめに

EU諸国では、人々の移動が促進された結果、各国の初等中等教育機関でいわゆる「多文化教室」が増えている。子どもの母語は益々多様になっており、言語教育のあり方が課題となっている。移住先の学校における教授言語を習得していない移民の子どもは、学習到達度が常に低く、早期に離学する傾向がある。母語学習の支援を受けられない子どもも多くなっている。教授言語を習得していない子どもは、学校における教育が進捗していくにつれて、教授言語を母語とする子どもとの間の学力の格差が狭まっていくことが明らかになっている。EU諸国の教育現場では、教授言語の習得は、子どもが潜在的能力を開花させる上で必須であり、二言語習得は子どもの認知的能力を向上させ、他言語の効果的習得にもつながると考えられている。2015年のヨーロッパ難民危機の後、EU各国で難民の子どもが増え、教室の多文化化が一層進むとともに、言語教育をめぐる課題が益々深刻化している¹。

本稿では、2015年のヨーロッパ難民危機²の際、EU諸国の人口10万人あたりの難民申請者の受け入れ数ではハンガリーに次いで2番目に多かったスウェーデン³において、外国につながる子どもたちの教育を受ける権利が法令と教育システムによってどのように保障されているかを、具体的に明らかにすることを目的とする。スウェーデンの移民・難民の子どもの教育制度面での学習権保障について、日本では林（2015, 2016）、本所（2016）、近藤（2018）らの先行研究に詳しく紹介されているが、就学前・初等中等教育における第2言語としてのスウェーデン語教育と母語・継承語保持教育がどのように行われているのか、教育活動全体の中での位置づけ、教員の養成・研修、指導体制や教材・教育方法の詳細は明らかにされていなかった。そこで、本稿では、2017年および2018年に実施したスウェーデンの教育行政機関、就学前・初等中等教育学校ならびに教員研修機関における現

地調査の成果を中心にその現状について述べる。

スウェーデンの移民政策は、2004年のEU諸国の移民統合指標（MIPEX）のランキングで1位だったことから注目を集めている。なかでも移民・難民にも国民と同様の教育を受ける権利を保障する教育政策が高く評価されている。2014年のデータにもとづくMIPEX2015でも、スウェーデンは78点のスコアで参加38か国中1位、教育政策も77点で1位だった。一方、日本のMIPEX2015は44点で27位、教育政策は21点で29位だった⁴。日本における外国につながる子どものための言語教育をはじめとする教育面での支援ならびに多文化共生教育は未だ発展途上にあり、スウェーデンの事例から学ぶところは大きい。

本論文の執筆分担は、「はじめに」、第1節「スウェーデンの難民・移民受け入れ状況と教育を受ける権利の保障」ならびに第2節「第2言語としてのスウェーデン語教育の実践」は澤野、第3節「母語・継承語保持教育」は小川、「おわりに」は共同執筆である。

1. スウェーデンの難民・移民受け入れ状況と教育を受ける権利の保障

1-1 子どもの難民申請者

ヨーロッパの北の辺境にある北欧諸国には、かねてより様々な理由で祖国に住み続けることのできなくなった人々が移り住み、政治亡命者なども人道的理由により受け入れてきた伝統がある。なかでもスウェーデンは、第二次世界大戦後から移民・難民を積極的に受け入れてきた。1970年代以降は、初等中等教育機関において外国に背景をもつ児童生徒の学習権を保障するため、第2言語としてのスウェーデン語の教育や母語保持教育などが導入された⁵。

近年は、外国につながる生徒の割合が急増しており、義務教育の最終学年となる第9学年では2013年から20%を超えた。2010年代に入ってス

スウェーデン生まれの外国につながる子どもの割合が増えているが、外国生まれでスウェーデンに移住してきた際の年齢が7歳以上だった生徒の割合が増加傾向にあり、就学前教育や基礎学校における、外国につながるのある子どものための言語教育などの特別支援を受ける期間が十分でない生徒が増えている。また、外国生まれの生徒のうち、欧州以外の発展途上国の出身者が2000年の6%から2015年には22%に急増した。スウェーデンへの移民は、1990年代までは隣国フィンランドや旧ユーゴスラビア、旧ソ連など欧州地域の出身者が多かったが、2000年代からは言語体系が異なるアフリカや中東の紛争地帯の出身で、自国では学校教育を十分に受けることができなかった者が多くなっている⁶ (Skolverket 2016)。

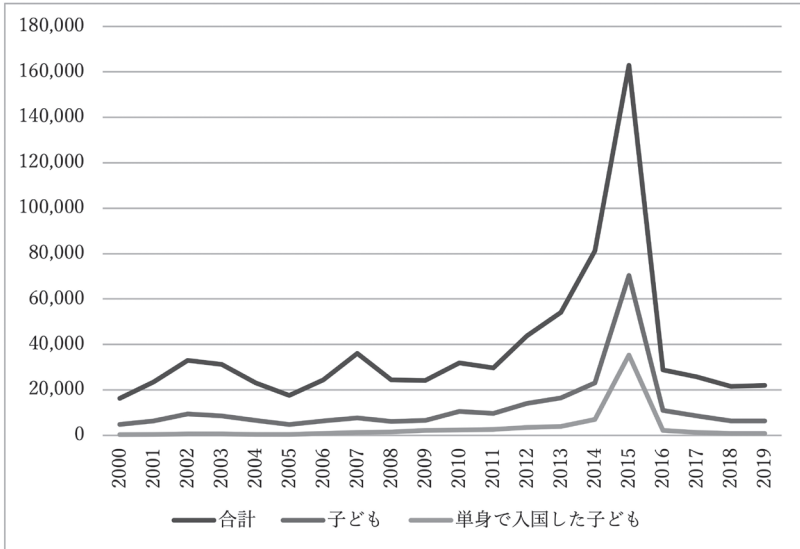
さらに、2015年には過去最多の162,877人の難民申請者を受け入れた(図表1)。このうち70,384人が18才未満の子どもで、35,369人が保護者に帯同されることなく単身で入国した子ども(以下「未成年単身入国者」とする)だった。2015年の難民申請者数が最も多かったのはシリア人だったが、18才未満の子どもではアフガニスタン人が最多で(30,080人)、未成年単身入国者数もアフガニスタン人が23,480人と最多だった。全体では、10代の男子が大半を占める(図表2)。その多くは長年にわたり内戦状態にある出身国で学校教育を一切受けられなかった子どもである。

未成年単身入国者は2000年代に入って少しずつ増え、就学しても学習や人間関係に問題を抱えてドロップアウトしたり、スウェーデン社会に適應できず養子縁組をした家庭や居住する施設から行方不明となる若者も少なくないことから、教育、社会福祉および保健・医療の担当者が密接に連携した子ども・青少年行政によって特別な配慮の対象とされてきた⁷。だが2015年のような規模での受け入れは前例がなく、学校現場及び地域では特別な対応が必要となった。

市民権を得れば大学院まで無償で教育を受けることのできる北欧諸国は、難民の定住先として人気がある(図表3)。だが、前期中等教育段階の年齢の子どもの難民申請者が約6万人に上るスウェーデンでは、その後

の進路選択に必須の第2言語としてのスウェーデン語の習得に時間がかかり、社会への適応が困難となる若者が多くなる可能性が高いことから、学校教育における受け入れ態勢を早急に整える必要が生じた。

図表1. スウェーデンにおける難民申請者数の推移（人）



（資料）Migrationsverket, Asylum Statistics

図表2. 2015年の難民申請者のうち未成年単身入国者の人数

年齢	女子（人）	男子（人）	合計（人）
0-6才	157	155	312
7-12才	421	1,830	2,251
13-15才	1,057	14,181	15,238
16-17才	1,212	16,356	17,568
合計	2,847	32,522	35,369

（資料）Migrationsverket, Asylum Statistics

図表 3. 北欧各国に難民申請をした子どもの人数（人）（2011-2016年）

国名	0-13歳	14-17歳	合計
デンマーク	10040	6530	16570
フィンランド	7955	4555	12510
スウェーデン	85845	59655	145500
アイスランド	365	95	460
ノルウェー	11830	9795	21625
全北欧諸国	116035	80630	196665

（資料）EUROSTAT

（出典）Hadnagy 2018, p.13

スウェーデンでは1980年代から教育行政における地方分権化が進められ、コミューンと校長の裁量権が拡大されているが、2000年代後半からは学力向上策など再び中央政府主導の教育政策が導入されるようになっていった。その過程は子どもの難民申請者が次第に増えていく過程とほぼ一致する。紛争の続くシリアやアフガニスタンからの難民の子どもの中には、心に傷を負った子どもが多く、スウェーデン社会への速やかな統合のための教育に加えて、精神面の手厚いケアも必要となっている。以下にみるように、学校におけるこうした子どもの受け入れ体制づくりを全国的に平等に行う上で、法令によりシステムを定め、中央の教育行政機関が実態を把握し、指導と予算措置を行うことが重要となっている。

1-2 スウェーデンにおける難民・移民の子どものための教育システム

（1）すべての子どもの権利としての教育を受ける権利の保障

スウェーデンでは、教育法第7条3により、すべての子ども・青少年に公共の学校システムにおける無償教育の平等の機会が保障されている。義務教育は10年制で、6歳児のための就学準備教育を行う就学前学級と9年制の基礎学校で行われる。スウェーデンに永住もしくは1年以上居住する

6-16歳のすべての子どもには就学義務があり、ホームスクーリングは認められない。難民申請者、国際的保護下にある者ならびに一時的居住者については就学義務の対象とはならないが、教育を受ける権利は均等に認められている。義務教育後の後期中等教育については、難民申請者と一時的居住の許可が認められている者は、18歳になる前に後期中等教育機関に就学した場合のみ、後期中等教育を受ける権利が認められる。

2013年の教育法改正により、難民申請の許可を受けられなかった者を含む不正入国の子どもは、正規に入国した子どもと同様に就学前・初等中等教育を受けることができることとなった。それ以前は、不正入国の子どもに国費による無償の就学を認めるかどうかは、コミューン（基礎自治体）の判断に任されていた。ニューカマーの子どもの学びが中断されることがないように、学校教育庁がコミューンに指導を行うこととされた。また、2017年からは一時的居留を許可された17～25才の若者に対し、後期中等教育を受けるために居留期間を延長すること、ならびに後期中等教育修了後も6カ月間スウェーデンに居留することが認められた⁸。

2018年6月にスウェーデン議会は国連子どもの権利条約を国内法とするという法案を採択し、2020年1月1日から子どもの権利国内法が発効された。スウェーデンは1990年に国連子どもの権利条約に批准し、1993年には政府が初の子どもオンブズマンを任命し、ストックホルムに子どもオンブズマン事務局を開設した。2002年には「危険な状況等にある子どもに対するより強固な保護法案」が採択された。以後子どもオンブズマンの権限が強化され、オンブズマン事務局が各省庁、コミューンおよび地方の行政当局に対し子どもの権利条約遵守のためにどのような活動を行っているか、情報提供を求めることができるようになってきている⁹。これにより、難民や不法入国者の子どもが安心して通学できない状況があることが明らかになり、2013年の教育法改正につながったとみられる。

(2) 難民・移民の子どもに対する言語教育支援

スウェーデン政府は、1975年に南欧からの労働移民に対応するため、平等、(文化の)選択の自由と共生を主な目標とする移民・マイノリティーの統合政策を導入した¹⁰。これにより移民の子どもへの言語教育の支援が開始された。1980年の学習指導要領から「外国語としてのスウェーデン語」が教科として導入された。1987年から教員養成課程に「第2言語としてのスウェーデン語」が独立したコースとして開設され、フォークハイスクール教員から、基礎学校教員、高校教員へと「第2言語としてのスウェーデン語」の専門教員の養成が拡充された。そして1995年からすべての教育段階に「第2言語としてのスウェーデン語」が独立した教科もしくは課外科目として導入されたのである¹¹。

1990年代には難民のための導入教育も開始された。導入教育の方法は各コミュニティに任されている。義務教育段階では、ニューカマーの子どもが最初の8週間を過ごす導入ユニットを設け、学校への橋渡しとしているコミュニティもあれば、導入学級のある学校で受け入れるコミュニティもある。導入学級には最長2年間在籍できるが、導入学級のみで学校教育を修了することは認められておらず、最初から通常学級にも在籍しなければならないことになっている¹²。導入学級における教育は「第2言語としてのスウェーデン語」が中心となり、主要教科の学習に必要なスウェーデン語も集中的に教える。これと並行して主要教科以外の木工や音楽、体育などの授業から漸次通常学級で受けるようになる。

基礎学校における「第2言語としてのスウェーデン語」は、「スウェーデン語」に代えて教科として履修することができ、授業時間数は「スウェーデン語」と同じである。「第2言語としてのスウェーデン語」は、「スウェーデン語」の授業と同様に、後期中等教育へ進学するために必要な学力を習得させることを目的としている。「第2言語としてのスウェーデン語」の授業時間を増やしたい場合には、他の教科の授業時間を少なくしたり、1日の授業時間を通常よりも長くすることができる。教授言語としてのスウェーデン語を未習得の上級学年段階の年齢のニューカマーの子どもは、

6～12カ月の導入プログラムを履修し、スウェーデン語だけでなく、スウェーデンの学校のシステムについて学ぶことができる。また、多くの学校ではスウェーデン語力を向上させる必要のある児童生徒のために、補習を行っている¹³。

スウェーデン語以外の言語を母語とする児童生徒には、母語教育を受ける権利もある。1985年から、基礎学校と就学前学校において、スウェーデン語以外の言語を第1言語とし、家庭ではスウェーデン語を使っていない児童生徒、もしくは両親がスウェーデン語以外の言語を母語とする児童生徒は、母語教育を受けることが可能となった。児童生徒5人以上から同一言語の母語教育の希望があり、適切な教員がみつければ、学校は当該言語の母語教育を実施しなければならないとされた。1～6学年では教科教育をバイリンガルで実施することも可能になった。1991年以降、母語教育は課外選択授業の時間に実施されることとなった。

1997年以降、母語教育を受ける資格があるのは、当該言語を実際に家庭で日常的に使っている児童生徒に限ることとなった。ただし養子の場合は、母語の基礎知識があれば、家庭で母語を使っていなくても母語教育を受けられる。また、2015年7月から、ユダヤ人、ロマ族、サーミ族、フィンランド系スウェーデン人、極北トーネダーレンに住むフィンランド系の人々の子どもは、家庭では母語を使用しておらず、母語の基礎的知識をもたない場合でも、母語教育を受けることができることになった。地方当局は、希望者が一人でもおり適切な教員がみつけれれば、母語教育を組織しなければならない。

現行の義務教育段階の学習指導要領（LGR11）には、言語領域の教科として、スウェーデン語、第2言語としてのスウェーデン語、手話、サーミ語、母語（国内少数民族言語以外の母語、国内少数民族言語としてのフィンランド語、国内少数言語としてのイディッシュ語、国内少数民族言語としてのメアンキエリ語、国内少数民族言語としてのロマニー語）、英語、現代語（中国語を含む選択外国語）が含まれている。

このうち第2言語としてのスウェーデン語のシラバスの冒頭には、「言語は思考、コミュニケーションと学習に人間が使う第一の道具である。言語を通して人々はアイデンティティを形成し、自らの感情と思考を表現し、他の人々がどのように感じ、考えるのかを理解する。豊かで多様な言語は、異なる文化、生活の概観、世代と言語がすべて相互に作用する社会の中で理解し機能できるようになる上で重要である。」¹⁴と書かれている。スウェーデン語のシラバスの冒頭とまったく同じ文である。

また、第2言語としてのスウェーデン語教育を通して児童生徒に発達の機会を与えるべき能力として、以下が挙げられている。

- ・話し言葉と書き言葉で自らの表現をし、コミュニケーションをとる
- ・様々な目的のために文学その他のテキストを読み、分析する
- ・様々な目的、受け手と文脈に言葉を適用する
- ・言葉の戦略を選び、用いる
- ・言葉の構造を見分け、言葉の規範に従う
- ・異なる原典から情報を探し、それらを評価する¹⁵

学習指導要領の第2言語としてのスウェーデン語のシラバスは、スウェーデン語のシラバスと比べて、学校での学びに必要な語彙や表現力の習得、ならびに母語と比較しながら理解を深めていく点が強調されている。

母語教育のシラバスも、スウェーデン語、第2言語としてのスウェーデン語と同じ文言から始まるが、冒頭の段落の最後に「母語へのアクセスがあることによって、言葉の発達と異なる領域の学びも促進される。」¹⁶が加わっている。また母語教育の目標については、「生徒が母語で知識を深め、母語についての知識も深めることの支援を目的とするべきである。教育を通して、生徒は話し言葉と書き言葉を発達させ、自らの言語技能に自信をつけ、異なる文脈において、また異なる目的のために自らの考えを表明することができるようになる機会を与えられるべきである。母語教育は、生

徒が母語の構造についての知識を習得し、様々な学校の教科の学習におけるその重要性を意識することの一助となるべきである。」と書かれている。¹⁶

外国につながるのある児童生徒は、上記の目標を達成するために、母語だけでなく、出身国の文学、歴史と文化についての授業を受ける権利もある¹⁷。

さらに、ニューカマーの児童生徒には、多言語教室アシスタントから通訳などの支援を受ける権利も認められている。英語や数学などの教科をスウェーデン語で学ぶことが困難な児童生徒には、母語による学習指導を受けられるようにしているコミューンもある¹⁸。

なお、後期中等教育機関である高校（ユムナシウム）では、2011年度から新たに「導入プログラム」が導入された。スウェーデンの高校職業教育コースにおける入学者の選考は、基礎学校における成績評価と、最終試験の成績にもとづいて行われ、スウェーデン語もしくは「第2言語としてのスウェーデン語」、英語、数学の他5科目の合計8科目の成績が合格点に達している必要がある。また大学進学コースでは、合計9科目の成績が合格点に達していなければならない。導入プログラムはこの要件を満たしていない生徒を対象とし、高校に在籍しながら通常のナショナル・プログラム（6つの大学進学コースと12の職業教育コースがある。いずれも3年制）へ移行することを目指すコースである。導入プログラムには、「個別オルタナティブ」「準備教育」「個別選択プログラム」「言語入門」「職業入門」の5コースがある。外国につながるのある生徒が最も多く履修しているのが、スウェーデン語教育を行う「言語入門」である。これらの導入プログラムを3年間履修してもナショナル・プログラムへ移行できない場合には、後期中等教育修了資格は取得できず、高校を中退することになる。

高校を中退しても、18歳以上であれば、フォークハイスクールの普通教育課程や成人教育学校（KOMVUX）で大学進学や職業資格取得に必要なカリキュラムを履修することは可能ではある。だが、難民申請中の生徒の

場合は在留資格が失われる可能性が高い。このような中退者を減らし、最初から高校の通常課程への進学を可能とすることを目的として、2017年に教育法が改正され、基礎学校の8、9学年で、スウェーデン語もしくは第2外国語としてのスウェーデン語、英語ならびに数学の主要3教科で合格点に達しなかった生徒を対象に学年度修了後の夏休み期間に開校する補習のための休日学校（Lovskola）が設けられた。休日学校はその後学校長の裁量により7年生からも受講できるようになり、夏休み以外の長期休暇中に開校することも認められるようになった¹⁹。未成年単身入国者のニューカマーが休日学校を多く利用している。

（3）ニューカマーの子どもの学習状況のアセスメント

ニューカマー²⁰の子どもがコミュニティの導入ユニットもしくは学校の導入学級に入って最初の8週間以内に、受け入れ機関において児童生徒の学習状況に関するアセスメントを行うことが義務付けられている。アセスメントは児童生徒がそれまでにどのような教育を受けた経験があり、どの程度の知識と能力を身につけているかをみるためのもので、その結果にもとづいて各児童生徒のニーズに応じた授業計画を立て、児童生徒を適切な学年・学級に配置する。

児童生徒の出身国と社会の状況、出身国における学習歴などの個人情報については、コミュニティ当局から学校が情報提供を受けることができる。

受け入れ学校では、ソーシャルワーカー、カウンセラー、臨床心理士、看護師、特別支援教員、社会教育士などがチームを組んで、ニューカマーの子どもたちの様子を常に把握し、対応している。

2. 第2言語としてのスウェーデン語教育の実践

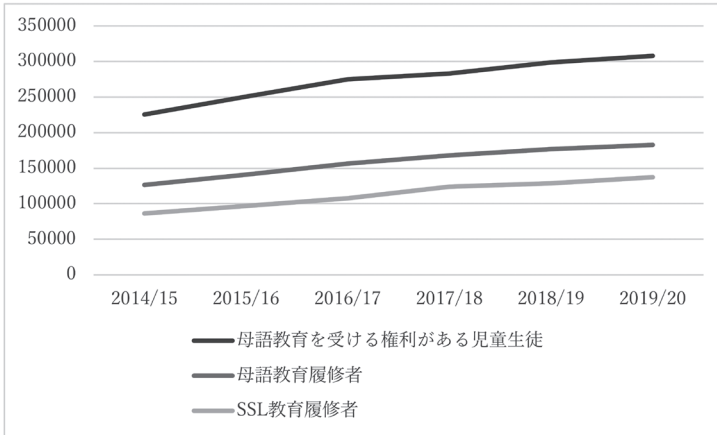
（1）第2言語としてのスウェーデン語の授業

基礎学校における「第2言語としてのスウェーデン語（以下SSLとす

る)」および「母語教育」の履修者数は、2015年の難民申請者数の急増を反映して年々増加しているが、母語教育を受ける権利がある児童生徒全員が母語教育とSSLの授業を履修しているわけではない（図表4）。2019/20年度では、母語教育を受ける権利がある児童生徒307,906人（全児童生徒の28.3%）のうち実際に母語教育を受けていたのはその約6割の182,762人（同16.8%）だったが、その割合は母語が何語かによって異なる。母語教育の履修率はソマリア語を母語とする児童生徒が最も高く78.0%、次いでアフガニスタン語を母語とする児童生徒が71.4%だが、旧ユーゴスラビアのボスニア語・クロアチア語・セルビア語話者では50.9%、スペイン語話者では50.3%となっている（図表5）。母語教育の対象はニューカマーとは限らないため、SSL履修者よりも多い。

基礎学校の全児童生徒に占めるSSL履修者の割合は、2014/15年度は9.1%だったが、2019/20年度は12.6%となり、137,314人となっている。うち男子が72,857人（13.1%）、女子が64,459人（12.3%）と男子の方が多い。SSL履修者の割合は公立学校13.4%に対し自律学校²¹全体では9.2%と少ないが、宗教団体立の自律学校では32.7%を占めている。宗教系自律学校の在籍者は特定の民族の子どもに偏る傾向があるが、スウェーデン語未習得のニューカマーの子どもを多く受け入れていることがわかる。

図表 4. 基礎学校において母語教育および第 2 言語としてのスウェーデン語 (SSL) を履修する児童生徒 (2014/15年度～ 2019/20年度) (人)



(資料) Skolverket, Statistik

図表 5. 母語教育対象の基礎学校の児童生徒数 (言語別, 2019/20年度)

母 語	母語教育を受ける権利がある児童生徒		母語教育を受けている児童生徒			
	(人)	全生徒に占める割合 (%)	(人)	全生徒に占める割合 (%)	権利がある生徒に占める割合 (%)	学校外での母語教育を保障されている生徒の割合 (%)
アラビア語	79,694	7.3	56,933	5.2	71.4	54.8
ソマリア語	21,642	2	16,879	1.6	78.0	58.1
英語	17,909	1.6	9,740	0.9	54.4	60.4
ボスニア/クロアチア/セルビア語	16,900	1.6	8,597	0.8	50.9	63.1
クルド語	15,564	1.4	8,969	0.8	57.6	61.2
ベルシャ語	14,456	1.3	8,737	0.8	60.4	60.9
スペイン語	14,166	1.3	7,132	0.7	50.3	63.1
アルバニア語	10,022	0.9	5,794	0.5	57.8	55.3
ポーランド語	9,627	0.9	5,805	0.5	60.3	61.4
フィンランド語	9,188	0.8	4,833	0.4	52.6	41.8
その他 (162言語)	98,739	9.1	49,343	4.5	50.0	60.8

(資料) Skolverket, Statistik

このように、2015年以降、スウェーデンでは就学前教育と初等中等教育の現場の多言語化・多文化化が進んだ。スウェーデンでは1990年代から教員不足と教員の質の低下が問題となっていたが、法令にしたがい、学習指導要領の規定どおりにニューカマーへの言語教育を実施するために、多言語教室アシスタントや特別支援教員を増員し、各施設・学校で様々な工夫が行われている。

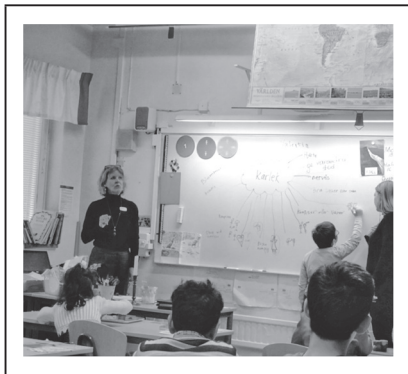
スウェーデンでは、OECDによる2012年の国際学力調査（PISA2012）の平均点がOECD諸国の平均を下回ったことから2013年に「PISAショック」に見舞われ、初等中等教育において読解力をはじめとする基礎学力向上のための取り組みが進められている。後述する「リテラシー向上」事業は、就学前教育から後期中等教育までの全教科担当の教員を対象とするリテラシー向上のための授業づくりのプロジェクトである。

この影響もあり、プリスクールから読書の時間が重視されており、読み聞かせをした絵本の内容によるテーマ学習も行われている（写真1）。ストックホルム郊外の難民・移民が集住する地域にあるリラ・テンスタ・プリスクールでは、在籍する約120人の子どもの9割が外国につながりを持ち、子どもの母語は50言語を超え、言語能力も多様である。多言語での絵本の読み聞かせに、タブレットが活用され、マルチリンガル教育のための教材の工夫がみられた（写真2-4）。

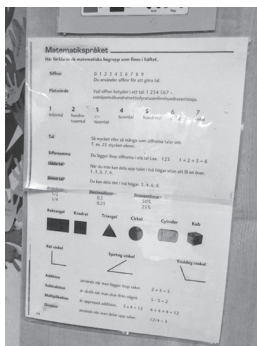
同じく移民・難民が集住する地域にある10年制基礎学校（就学前学級から9学年まで）であるグリムスタ基礎学校では約630人の児童生徒のうち約8割が移民・難民である。保護者が外国につながりがある場合を含めると、9割の児童生徒が外国につながりがあり、児童生徒の母語は約40種類に上る。2018-19年度は導入学級に7-16歳の児童生徒18人が在籍し、3人の教員によるティームティーチングが行われていた。ニューカマーの子どもたちは入国・入学の時期がまちまちで、年齢や家庭の背景、学習能力も多様であるため指導が難しいが、入門期の第2言語としてのスウェーデン語の授業では、ゲームの要素を取り入れるなど、異年齢集団でも楽しく学

べるよう配慮がなされていた（写真5-7）。同校には施設内に学童保育施設が併設されており、学童保育士が担当する子どもの学校における学習状況等を把握し、学習につまずいている場合は補習的な活動を取り入れている（写真8）。

	
<p>【写真1】 私立ピスリンゲン・ピヨングルテン・プリスクールの「読書プロジェクト」コーナー（2020年2月7日、澤野由紀子撮影）</p>	<p>【写真2】 リラ・テンスタ・プリスクールの多言語絵本と多言語読み聞かせサイトにタブレットでアクセスできる二次元バーコードが壁に掲示されている（2019年2月18日、澤野由紀子撮影）</p>
	
<p>【写真3】 リラ・テンスタ・プリスクール、スウェーデン語アルファベットの三角旗、「秋」と「ねんど」をテーマとする作品の掲示。（2019年2月18日、澤野由紀子撮影）</p>	<p>【写真4】 リラ・テンスタ・プリスクール、アラビア文字のアルファベット。（2019年2月18日、澤野由紀子撮影）</p>



【写真5】グリムスタ基礎学校導入学級のSSLの授業。バレンタインデーの「愛」のイメージを各児童生徒がマインドマッピング風書いていく。
(2019年2月18日, 澤野由紀子撮影)



【写真6】グリムスタ基礎学校の導入学級で使われている数学の授業で使うスウェーデン語の基本的単語を学ぶためのシート。(2019年2月18日, 澤野由紀子撮影)



【写真7】グリムスタ基礎学校導入学級の教室。道路や信号などに関する語彙を学ぶための街の模型。
(2019年2月18日, 澤野由紀子撮影)



【写真8】グリムスタ基礎学校の学童保育士。低学年の授業内容を補完するアクティビティーを用意している。
(2019年2月18日, 澤野由紀子撮影)

難民のニューカマー は定員に余裕のある自律学校でも受け入れている。ストックホルム市ナッカ・コミュニンにあるヴィトラ・サルツヘボー基礎学校は1-9学年まで児童生徒約100人の小規模校である。上級学年の第2

言語としてのスウェーデン語の授業は年齢・学年の異なる5人が受けていた。アフガニスタンからの単身入国者の3人の男子は、それぞれ映画俳優、エンジニア、自動車修理工を目指し、高校進学を希望している。アフガニスタン人の多言語教室アシスタントがSSL教員の通訳等授業補助をしている。(写真9-10)



【写真9】 ヴィトラ・サルツヘボー基礎学校；SSLの授業。シリア，アフガニスタンおよびフィリピン出身の6人の若者が共に学ぶ。母国の農村出身で学校教育を受けたことがない未成年単身入国者のアフガニスタン人の男子3人には多言語教室アシスタントが通訳をしている。(2017年3月28日，澤野由紀子撮影)



【写真10】 ヴィトラ・サルツヘボー基礎学校で用いているSSLを学ぶ生徒向けの，数学と理科の教科書。(2017年3月28日，澤野由紀子撮影)

このように多言語化・多文化化するスウェーデンの教育現場では，教員・指導者も多様になっている。次に，多文化教室における言語教育への多様な教員による協働的取組を促進しているプロジェクトについて述べる。

(2) 「リテラシー向上」プロジェクトについて—学校教育庁におけるインタビューから—

「リテラシー向上 (Läslyftet)」プロジェクトは，外国につながるのある子どもに限らず，スウェーデンの幼児・児童生徒全体のリテラシー向上を

目標として2015年より国会の決定により導入された授業実践改善のための学校教育庁の補助事業である。以下は2018年3月19日11:00-12:00, 学校教育庁で「リテラシー向上」プロジェクトを担当するトーヴェ・メイエル (Tove Mejer) 氏とライラ・ギュヴォ (Laila Guvå) 氏へのインタビュー調査から得られた情報の一部である。

1) 「リテラシー向上」とは

「リテラシー」は、特定のテキストの読み書きについて知識があるということだけではなく、この知識を特定の目的、特定の文脈のためにどのように用いるかということでもある。このため、「リテラシー向上」は言語教育担当教員だけでなく、すべての教科教員を対象としている。スウェーデンの学習指導要領においても、生徒のリテラシーのスキルを向上させることは全教科教員の責務であるとしている。

「リテラシー向上」プロジェクトは、高等学校、義務教育学校、学習障害のある子どものための特別支援学校ならびにプリスクールを対象とする。

2) プリスクールにおける「リテラシー向上」

スウェーデンでは、プリスクールは1-5歳児を対象とする。プリスクールの条件と環境は基礎学校の教室とはかなり異なるものである。スウェーデンのプリスクールには、共に遊ぶことや、寛容と他者への思いやりのような基本的価値観に焦点をあてている。このため、プリスクールにおける「リテラシー向上」は、実際にどのように読み書きするかを教えるものではなく、テキスト、絵や言葉への興味を発達させるためのものである。歌ったり、リズムをとったり、お伽話に耳を傾けたり、互いに話したり、異なる言語を用いたりする。

3) 「リテラシー向上」プロジェクトを担う教員、図書館司書

「リテラシー向上」やその他の学校教育庁により始められた取り組みにおいては、当然のことながらこうした児童生徒とともに活動する教員がき

わめて重要となる。

過去数十年の間に、スウェーデンはしだいに様々な文化的背景をもつ人々の豊かな多様性を特色とする国として発展してきた。このようなニーズに対応するため、スウェーデンでは約3000人の言語教員がプリスクールにおける母語訓練と、初等中等学校における母語教育を担当している。これらの教員もまた「リテラシー向上」の重要な対象である。

スウェーデンでは言語学の研究にもとづき、子どもと学習者は第一言語を継続的に発達させると、知識とアイデンティティの両方の発達が良好になると考えられている。「教育法」においても、プリスクールと学校は、母語がスウェーデン語以外である生徒がスウェーデン語と母語の両方を発達させる機会を得ることができるようにすることが定められている。このため、「リテラシー向上」はスウェーデンの教育制度の大きな部分を包括している。

学校図書館司書も、重要な対象である。スウェーデンの教育法は、児童生徒が学校図書館にアクセスできるようにしなければならないことを規定している。学校図書館司書の重要な任務に、多様な言語の図書をみつめる、ということがある。

4) 「リテラシー向上」授業実践のための教員の研修

「リテラシー向上」は教員同士の協働学習を中心として構造化されているプログラムである。

「リテラシー向上」の重要な側面は、教員が自らの教授法を意識し、自問し、生徒の学びに反映させることである。これは、他の分野でも活用できる転移可能な知識である。このように、「リテラシー向上」は読み書きの教え方だけでなく、教員の教え方に関する知識についての考え方を変えることと専門性の開発に関わるものである。

図表 6. 教員の協働学習のサイクル・モデル



(資料) Skolverket提供 パワーポイント・スライドより

図表 6 は、「リテラシー向上」により提案された、新しい知識を日常の実践に取り込むための構造もしくはサイクルを示している。サイクルはまず、個別の準備から始まっている。10ページほどの研究論文を読み、理論的内容の解釈を示す動画を見た後で、教員集団が1、2時間集まり、協働学習を行う。教員らは、事前に研究した教材にもとづき、理論的側面について話し合い、授業もしくは活動を共に計画する。

次の段階では、教員は計画されたデザインによる授業を教室で試行する。そして最後の段階で教員は再度集まり、教室で試してみたことを分析する。計画通りにできたか否か、その理由は何か等。

このサイクルはまた別の授業の準備から再び始められる。協働学習はチューターがリードする。チューターは教員の同僚で、話し合いのリーダーとなる。チューターは、授業以外の準備や同僚との活動に費やす時間を学校に補償するために、政府の資金を申請することができる。資金を給付された場合、チューターはスウェーデンの様々な大学が行う研修に無料で参加することもできる。このような研修プログラムは話し合いのリーダーと

しての役割の強化を目的としている。8日間の研修プログラムは、「リテラシー向上」の活動と並行して実施される。

5) 学習ポータルオープンリソース

協働学習のサイクル・モデルは、「モジュール」と呼ぶ教材パッケージにもとづいている。これらのモジュールはスウェーデンの様々な総合大学や高等教育機関の研究所で開発されている。教材はすべて「ルールポータル（学習ポータル）」と呼ばれるポータルサイトに公表されている。

このポータルサイトから、「リテラシー向上」参加者は、科学的知識と証明された経験にもとづく様々な教授法を示す論文、動画、ポッドキャスト、補助的読み物などのモジュールのコンテンツにアクセスできる。実際のところ、ポータルサイトへのアクセスは無制限となっている。これはつまり、「リテラシー向上」プロジェクトの参加者だけでなく誰でも教材にアクセスし、それをを用いた活動をすることができることを意味する。すべての教材はスウェーデン語である。

「リテラシー向上」から3年を経た今、ポータルサイトはスウェーデンのリテラシーの教材に不可欠のリソースとなった。またこのポータルサイトはデジタル活用力、数学・科学の教材も提供している。

6) 教科横断的読み書きモジュール

教科横断的な読み書きのモジュールは、すべての教科教員を対象とし、フィクションとノンフィクションの読み書きを包括している。

言語と知識内容の双方を開発することには、例えばすべての教科の語彙を向上させることを含んでいる。

第2言語の習得（全教育段階）のいくつかのモジュールは、ニューカマーの生徒に焦点をあてている。様々な計画的もしくは無計画の基礎作りと多様な言語をつなぐことが、重要な方法となる。

すべてのモジュールは、基礎から上級レベルまで、すべての教科において、マルチリンガルの生徒（もしくは第2言語としてのスウェーデン語学習者）の特別なニーズを考慮に入れている。また、オラル・コミュニケーション

ションとプレゼンテーション、批判的リテラシーおよび原典批評にも重点を置いている。

7) 「リテラシー向上」プログラムの成果

この教育プログラムにはスウェーデンの全教員の25%に相当する約3万人が参加した。これは、政府からの補助金を得て参加した教員のみである。ポータルサイトへのアクセスは無制限であるため、政府からの補助金がなくてもモジュールを用いた活動をしている教員もいる。

「リテラシー向上」は政府の資金を得てさらに2年間（2020年まで）続ける予定である。政府の資金供与が終了となった後も、ポータルサイトはアクセスできるようにする。学校教育庁は別な方法でモジュールの活用の支援を続けるかもしれない。

もちろん、スウェーデン政府の関心は、生徒の成果、PISAや成績などの結果にある。このような結果については、結論を出すのは非常に難しい。だが、教員と校長がこの取り組みをどのように予想していたかについては測定することができる。スウェーデンでは教員不足が深刻である。このため、教職をもっと魅力的にしなければならない。「リテラシー向上」は教育の供給者と校長が学校における専門職の構造の強化に積極的に取り組むための一つの方法である。

教員に質の高い教授を行うための適切な条件があれば、正のスパイラルを築くことができる。より多くの人々が、教えることはおもしろく創造的な職業とみなすようになれば、より多くの成績優秀者に教員養成を選ぶように勧めることができる。このためにも、教員が「リテラシー向上」を興味深いと思うことがきわめて重要である。

スウェーデン北部で行われたウメオ評価研究センターによる研究に基盤を置く評価では、何百人もの教員、チューター、校長と教育供給者の意見を調査した。その結果、8割の教員が「リテラシー向上」を「大変よい」「わりと良い」と回答した。これはきわめてポジティブな回答である。

だが、チューターや校長はもっと満足している。その重要な理由の一つ

は、これが教員の動機付けの要因となっていることにある。また、義務教育学校の教員の方が高校教員よりもポジティブであることもわかる。高校の化学の教員と社会科学の教員は、義務教育学校の教員のような生徒のリテラシーのスキルに関する責任を感じていない。このため、参加者の動機付けの要因がまた大変重要となる。だがそれでもなお、全調査対象の85～95パーセントが、肯定的に評価している。

8) 教員の同僚性と専門性の開発

スウェーデンの多くの教員は、教育学的で同僚性の高い討論を深めたり、共に学ぶことにあまり慣れていない。スウェーデンにも日本の授業研究（lesson studies）と類似の教員同士の研修活動があるが、授業計画を立てる際は教員がほとんど一人で行っている。したがって、スウェーデンの学校にはかなり個人主義的な専門職文化があると言えるのではないだろうか。

だが、「リテラシー向上」に支えられた学校文化の変化は、教員と校長に歓迎されている。政府の資金を受けて「リテラシー向上」に参加していた集団の多くが、補助金交付の時期が過ぎても実践を継続している。また、教育供給者（コミュニケーション当局、自律学校の設置者）はこの種の専門性開発への支援を継続している模様である。

3. 母語・継承語保持教育について

ーストックホルム市母語教育センターでのインタビューからー

スウェーデンには、外国人の児童生徒を対象とした母語教育の提供にコミュニケーションが責任をもっている。ストックホルム市、ヨーテボリ市、マルメ市、セーデルテリエ市など移民の多い都市では、語学センターという形で組織された部署が担当し、それ以外の自治体でも、5人以上の母語教育を希望する子どもがいれば、教育委員会などが担当している。2018年3月、そうした語学センターの1つであるストックホルム市母語教育センターを訪問

し、副センター長のマリア・ガルシア（Maria Garcia）氏に、母語教育の制度と実際、特に現場での母語教育の方法、主としてその指導者の育成と問題点について伺うことができた。

（1） スウェーデンでの母語教育システムについて

スウェーデンの外国人児童・生徒に対する母語教育は、北欧圏で最高水準であり、最も規模が大きい。2009年に定められた言語法があり、その目的は、スウェーデン社会におけるスウェーデンおよびその他の言語の位置と使用法を述べることで、スウェーデンとスウェーデンの言語の多様性、および個人の言語へのアクセスを保護することも目的としている²²。スウェーデンの少数民族は、フィンランド系スウェーデン人、ユダヤ人、トーネダリア人（フィンランドからトーネ川の谷に移住してきた人々）、ロマ族、サーミ族で、法的に規定されている少数民族の言語は、フィンランド語、イディッシュ語（ユダヤ語）、メアンキエリ（トーネダール・フィンランド語と呼ばれるフィンランド語の方言）、ロマニチブ（ロマ語の方言の総称）、サーミ語である²³。少数民族に属する人々には、少数民族の言語を学び、発達させ、使用する機会が与えられるとされるが、それ以外の母語を持っている人にも、それを向上させ、使用する機会が与えられるともされている²⁴。

高校のプログラムの中で、母語の位置づけは²⁵、

母語をよく理解していると、スウェーデン語、その他の言語、その他の学校内外の科目の学習に役立ちます。豊かで多様な母語は、外の世界の現象を熟考し、理解し、評価し、理解するために重要です。母語は、国際的なコミュニケーションにとっても貴重な資産です。

と示されており、母語が科目学習、すなわち、知識の獲得、思考力、理解力にとって有用であり、スウェーデンと他国との間のコミュニケーターとなりうる人材という人的資源・資産の観点からも捉えられている。

母国語を学ぶことにより、向上する能力として、

1. さまざまな分野での母語の理解。
2. 会話、ディスカッション、プレゼンテーションで思考、感情、意見を口頭で豊かな語彙と概念で表現する能力。
3. さまざまな種類のテキストを豊富な語彙と概念で、受信者と状況に関して記述し、自分自身の反省と他者の応答に基づいてテキストを処理する能力。
4. さまざまな時代の文学や著者、さまざまなジャンルのテキストを取得する能力。
5. 母語の構造とその発達の理解、および母語とスウェーデン語を比較する能力。
6. 歴史、文化、自然、地理、言語が話されている現在の社会的状況に関する知識、スウェーデンの状況と比較する能力。
7. 日常会話、口頭および書面で母国語からスウェーデン語、またはその逆に通訳する能力。²⁶

が挙げられている。ここから読み取れることは、スウェーデン語と母語の両言語が使える教育を行うことが目的で、その理由は、スウェーデンは人口が少ないために、スウェーデン語使用者が少なく、スウェーデン語の理解者として、すでに他の母語をもっていてスウェーデン語を理解する人々を大切にしようという意図を読みとることができる²⁷。

実際の教育制度としては、母語教育を開始するのは、保育所や幼稚園でも可能だが、費用がかかるため、避ける傾向がある。義務教育になると、実施が容易であるため、小中学校や高等学校で行われるのが一般的である。学べる母語の種類であるが、すべての言語が網羅されているわけではない。上述のように法的に定められた少数民族の言語では、特に対象となる幼児が1人しかいない場合は、プリスクールなどでは、実際は実施が困難となる。なお、家庭には母語教育についての負担はなく無償で受けられる。

まず、母語教育を受けるための条件としては、

- 1) 母語を家庭内で積極的に用いていること。家庭言語としてスウェーデ

ン語以外を用いていることが必要となる。

- 2) 両親のうちどちらかが、当該言語を母語として習得していること。

すなわち、母語の基礎を家庭内で習得していることが必要となる。新しい言語を一から学ぶということに、この「母語教育」のシステムを利用することはできない、ということになる。

- 3) 養子の子どもの場合の母語：

- ・子どもを養子に迎え入れた場合でも、母語教育を申請することは可能となる。
- ・その場合、上記2)の条件は緩和される。すなわち、母語を家庭内で積極的に用いているという点は、免除される。
- ・養父母が外国語母語話者の場合は、養父母の母語を家庭内で使用していることが条件となる。(ストックホルム市母語教育センターのマリア・ガルシア氏によれば、養子を迎え入れたスウェーデン母語話者の親の中には、自分の子どもに子どもの母国の文化を学ばせようと熱心に取り組んでいる人たちもおり、中国語や他の言語を土曜・日曜学校で学ばせ、子どもたちに基礎知識を身につけさせ、また子どもを母国に連れて行ったりする場合もあるということである。)

次に、母語を学ぶための方法としては、

- 1) 親による申請が必要となる。母語教育は強制ではないので、親が母語教育を希望しなければ、実施されることはない。
- 2) 児童生徒による選択科目の活用：どの科目にも所定の学習時間があるが、各学校では、児童生徒が選択する科目というものを時間割に組み込むことができる。一部の科目の時間をこの選択科目に振り替えて利用することができるというもので、それを母語教育に当てることが可能となる。ガルシア氏の話によれば、実際にこのやり方はあまり多く利用されてはいないようである。

図表 7. ヨーテボリ市の母国語指導申込書

Grundskoleförvaltningen Göteborgs Stad

Ansökan om modersmålsundervisning i grundskolan och grundsärskolan

Blanketten lämnas till pedagogklasslärare på skolan för vidarebefordran till rektor/administratör

Elevens/barnets namn	Personnummer	
Önskemål (Barnets föräldrar/barnet)		
Födelseort	Födelse	
Stad	Övrigt	
Yrkesutövare, namn	Personnummer	Staden
1. Endast ett		
Yrkesutövare, namn	Personnummer	Staden
2. Endast ett		
Modersmål		
Välj också språk dagligen med barnet i hemmet/förskola? (Gäller inte nationella minoritetsspråk) <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> Ja		
Göra bara nationella minoritetsspråk		
<input checked="" type="checkbox"/> Arabisk	<input type="checkbox"/> Luraväljerspråk	<input type="checkbox"/> Litauvianiska
<input type="checkbox"/> Assyrisk	<input type="checkbox"/> Arabiska	<input type="checkbox"/> Rumänska
<input type="checkbox"/> Belarussisk	<input type="checkbox"/> Krimtatariska	<input type="checkbox"/> Ukrainska
<input type="checkbox"/> Katalan	<input type="checkbox"/> Katalan	
Anmärkning		

Vad är undervisning i modersmål?

De barn som talar ett annat språk än svenska hemma kan få undervisning i sitt modersmål i skolan. Eleven ska erbjuda modersmålsundervisning om en eller båda föräldrarna har annat modersmål än svenska, om språket sagt utövas dagliga umgängesspråk i hemmet, och om eleven har grundläggande kunskaper i språket.

Utökad rätt till modersmål för nationella minoriteter

Om ditt barn tillhör någon av de nationella minoriteterna (juder, romer, svingeförklar och tornadanger) har du/hon/han en utökad rätt till undervisning i modersmål. De nationella minoriteterna är finska, jidisch, marockit, romer och samiska.

Elever som tillhör någon av de nationella minoriteterna, har rätt till modersmålsundervisning även om språket inte är elevens dagliga umgängesspråk i hemmet. Eleven behövs inte heller ha grundläggande kunskaper i språket.

Undervisning i ett nationellt minoritetsspråk ska erbjudas även om det bara är en elev som vill läsa språket i skolorna.

Anmärkning

Vil du ett barn ska läsa sitt modersmål i skolan måste du anmäla detta till barnets skola. Undervisning i modersmål är tillgänglig för eleverna, men om du har anmält barnet till undervisning måste du/hon/han delta.

Varje skola har ansvar att erbjuda undervisningen men i vissa fall ges undervisningen på annan skola.

Betyg

Undervisning i modersmål består av undervisning i modersmål som ämne. Betyg i modersmål ges vid samma tillfälle som i andra ämnen.

Särskola

Om ditt barn går i särskolan har du/hon/han också rätt till undervisning i modersmål. Vänd dig till ditt barns skola för att få mer information.

Vill du veta mer?

För att få veta mer om undervisningen i modersmål kan du vända dig till ditt barns skola. Du kan du få anmälningsblankett.

Information finns också på Språkcentrumets hemsida: www.goteborg.se/engelska/centrum

3) 最も一般的なのは、学校の所定の学習時間外で母国語を学ぶ方法である。これが学校にとっては、最も実施しやすいもので、週17時間²⁸⁾、登校前または放課後に母語の授業を行う。自校で5人以上が希望した場合には、校長は母語教育の提供の義務を負うことになる。自校で4人以下の希望者しかがない場合、校長はその義務を負うわけではないが、通常はその母語教育は実施されるようだ。校長はまず、ストックホルム市全体で同じ母語教育を受けたい子どもがいないかを確認する。5人以上の子供が市内にいれば、その人数分の費用で、そのグループとして母語教育の教員を依頼することができる。当然ながら、他校の子どもとグループを組んだ場合は、他校に出向いて授業を受けなければならない可能性もある。しかし、当該の子どもが小学校1年生や2年生などの低学年の場合は、単独で他校へ遠出させることはできない。そこで、自校でその子どもより少し年長の子どもや、それに加えて他校の年長の子どもも入れて1つのグループとして、年少の子どものいる学校で、授業を受けるという方法をとることもある。ちょうど都合よくグループになる子どもが見つからない場合は、子ども1人で

授業を実施することもあるが、1人での学習は望ましくないと考えるため、なるべくグループで学習できるように配慮をする。

これらのどの方法で実施するか、最終的な判断は、各学校の校長にゆだねられる。ストックホルム市には、140の学校があり、140名の校長がいて、それぞれの取り組みを行っているのが現状である。

次にまた、母語教育のカリキュラムについてであるが、スウェーデンの「少数民族および少数民族の言語に関する法律」(2009)²⁹があり、各レベルごと³⁰に詳細なシラバス(いわゆるカリキュラム)がある。また法的に定められた少数民族言語以外の母語についても、同様にシラバスが示されている。³¹

項目としては、言語の4技能(読み書きと会話に分けて提示)、使用するテキスト、言葉の用法、文化と社会に分けて示されている。

言語4技能は、「読み書き」と「会話(話す/聞く)」に分け、低学年では、文字の読み方・形・音、語順、句読点、およびスペル規則、発音など基礎的なところから始まり、高学年になると、書くための戦略や話しことばのバリエーションにまで至るようになっていく。いずれもスウェーデン語と母語を比較する視点が入っている。

使用するテキストについては、その内容もあることながら、媒体も指定している。低学年(1~3年)では、絵本、詩、神話、おとぎ話などで、これは、学年が上がっても継続され、中学年(4~6年)になると、物語が加わり、内容としては、人生の問題に光を当てる物語が加わる。高学年(7~9年)になると、新聞記事・職務説明など、説明的、議論的な文章やテレビシリーズ、劇場公演、ウェブテキストに至る。

「言葉の用法」という項目に関しては、感情、知識、意見を表現するための言葉と概念を基本とし、中学年では同義語とその反対を学ぶことなど語彙を豊かにすることが加わり、高学年になると、母国語とスウェーデン語のテキストの翻訳と比較や目的別のコミュニケーションの方法も学ぶように示されている。

そして「文化と社会」の項目としては、低学年では、生活で遭遇する伝統やお祭り、母語の地域のゲームや音楽があり、学年が進むと母語の地域の慣習、風習、伝統をスウェーデンのものと比較することが加わる。また中学年では、比較の中に「教育」というテーマが特記されて、高学年になると、社会問題、視覚芸術、音楽、建築が比較のテーマとして示されている。

(2) ストックホルム市母語教育センター Språkcentrum の役割

移民・難民の多いストックホルム市では、母語教育の希望者も多く³²、母語教育教員のサポートのために、市が運営する母語教育センターがある。ストックホルム市母語教育センターは、ストックホルム市のTrekantsvägen 3, 117 43 Stockholmに所在する。実際のオフィスは、リリエホルメント（ストックホルム市の西側の）アルカビ³³の2か所に分かれている。副センター長のマリア・ガルシア氏にインタビューのために訪問したのは、リリエホルメントのオフィスである。

1) 母語教育センターのスタッフの立場・役割

- ・同センターの基本的な役割は、母語教育を担当する教員の管理・サポートを主たるものとしている。
- ・母語教育教員は、同センター雇用され、センターは、その教員たちを管理する組織であり、管理者として役割を担っている。実際の母語教育が行われている各学校の校長は、どの母語教員が適任かを判断することは難しいので、専門的な観点から、同センターが評価、管理を行っている。
- ・同センターは、ストックホルム市内にある、140の小中学校をサポートする組織の1つであり、母語教員の採用・雇用を担っている。特に古くからある学校には、新しい移民の言語を教える教員がいないので（例：日本語もその1つ）、同センターが教員を選び、学校に派遣する。教員はそれぞれの学校を勤務地とする。
- ・同センターを介して雇用することにより、教員たちはより安心して

働くことができる。給与は全て、センターから支払われる。

- ・同センターが母語教員の学校での活動をサポートする。教員たちは異なる勤務先で働くが、週に1度同センターに集まり、午前中にミーティングを行い、グループに分かれて研修に参加する。

2) 母語教育センターに所属する母語教員

- ・同センターに所属する教員数は420名³⁴
- ・それら教員の勤務先は、小中学校、高校
- ・ガルシア氏はそのうち60名の教員の研修および管理を担当
- ・母語教員になるために必要な資格は、母語の能力試験に合格していることが基本となる。スウェーデンでは、初等教育または高等教育の教員になるには、専門性をもっていることが必要とされる。母語教育の教員になりたいのであれば、当然、母語を言語として専門に学んでいる必要があり、場合によっては留学も必要とされる。(実際には、その専門性を当初には十分に満たしていない場合もある。)
- ・同センターでは、全ての教員に学位や資格を取るよう勧めている。
- ・大都市では、資格をもった人材を見つけやすいが、地方都市では、困難がある。

3) 母語教育センターのスタッフ

- ・教員を指導する職員は9名
- ・1名の職員が担当する母語教員数は、40~60名
- ・例えば、ガルシア氏が担当しているのは、11言語 (①英語, ③ドイツ語, ③アルバニア語, ④チェコ語, ⑤マンディンカ語・ウォロフ語・ブラール語〈ガンビアで話されている3つ言語〉⑥スワヒリ語, ⑦他の2つのアフリカ言語, ⑧エリトリアのティグリニヤ語, ⑨エチオピアのアムハラ語, ⑩タイ語, ⑪ヘブライ語)の教員
- ・職員は、担当する母語教員全員と毎週顔合わせ
- ・年2回(年度初めと終わり)、所属する全教員が集まり顔合わせ

4) 母語教育センターでの母語教員研修の内容

研修の方法は、主としてディスカッションによっている。その内容は、

- ・カリキュラムの整合性（目的や能力に沿ったものか）
- ・主要コンテンツの内容について
- ・成績の付け方
- ・授業計画が、学習者が向上させたいと思っている能力を反映させた授業計画になっているか

など、学習者の求めている力を向上させるには、どのような方法がよいのかということ先生たち自身に見つけ出してもらうための支援を行っている。

5) 予算

- ・母語教育のための費用は、ストックホルム市が教育用の予算を割り当てている。
- ・子どもが母語教育を申請すると、学校が市のシステムに登録をする。ストックホルム市は登録されている子ども数を年2回確認する。市はその人数分の規定額を給付する。
- ・問題点としては、この予算が学校に給付されると、母語教育以外にも使えてしまう点である。学校によっては子どもを登録だけして、給付金は他の用途に使ってしまう場合もある。（通常、希望者に給付されないことはない。）
- ・給付額は、子ども1人につき1万クローナ（約11万円）。学校として母語教育に支出しなければならない額は、1時間の実施につき年間で3万7千クローナである。すなわち、同じ母語教育を希望する子どもが4人いれば、学校は自らの予算を割かずに授業を行うことができることになる。
- ・高校では子ども1人に5千クローナの補助金で、仕組みが異なる。しかし、高校は、母語教育希望者が多いので、赤字になることはほぼない。
- ・母語教育は、子どもが1人しかいない場合は赤字となる。1つの母

語教育だけで採算を取ることはできない。学校にとって重要なことは、全ての母語教育を合わせた収支を確認しておくことである。どの学校も大小さまざまな形で母語教育を行っているが、ほとんどが損益無しで実施できている。しかし、少数派の母語教育しか実施していない学校では赤字が出てしまう場合もある。

(3) スウェーデンでの母語教育の課題と意義

いわゆる「母語を」教育するということに加えて、「母語による」通常科目の学習支援とその時間数についての問題がある。新たにスウェーデンにやってくる子どもたちは、学校の特別なクラスに入る前に、スウェーデン語を学ぶことになる。しかし、言語学習には多くの時間を要するため、子どもにとって、スウェーデン語だけで授業を受け続けるのは負担を感じることになる。そこで、数学・物理・社会科などの科目を、彼らの母語で行う必要があると考えられている。こうした子どもたちに、母語でも通常科目の学習を続けることができるよう、支援が行われる。

とはいえ、スウェーデン語が上達してくると、スウェーデン語一辺倒となりやすく、母語支援の重要性を忘れがちとなる。この点についても、特別な予算が割り当てられており、行政からまた別の補助金が給付される。この補助金には、学習時間の縛りは設定されておらず、学習時間については、中央政府の検討課題となっている。例えば、ある学校では、1年生の生徒で1週間あたり6時間が確保されていて、これ自体はとても贅沢な時間数であり、こうして学んでいる子どもたちがスウェーデン語を学び始めると、上達速度もとても速くなる。しかし、通常科目授業の進行速度が速くなると、毎日学習支援をする必要が出てくるので、7年生や8年生が同様の母語支援時間の割り当てしかないのでは、上達は見込めない。週1時間で全ての科目の支援を網羅することはできないので、7年生以上の生徒には、時間数をより多く確保できるような充実した制度が必要となってくる。

次に、母語教育を支援する側、すなわち教師側の問題として、適切な母語教員の確保という点がある。母語教員は、求められている必要な母語ができれば、誰でもいいというわけではなく、教員資格をもっていることが必要である。母語教育センター所属の教員たちは、教員資格を持っているが、スウェーデンで母語教育に携わっている教員のすべてが十分に満たされた正式な資格を持っていないわけではない。正式な教員資格の取得は、母語教員としての絶対条件とはなっていないからである。現実的には、母語の能力試験をパスすれば指導者の資格を得ることができる。母語教員になりたい場合は、当然、母語を言語として専門的に学ぶ必要があるが、出身国の大学に言語コースがないため、言語を専攻できない場合もある。その場合は、教員になるために、他の科目を専攻することになる。大学教育を受けただけでは母国語教員になることはできず、専門性を持っていることが求められるからである。母語教員には他国出身のエンジニアもたくさんいる。景気の影響もあり、エンジニアも仕事を見つけることが難しくなっているので、母語教員として働いている。そうした人々に対して、正式な資格を必須にすることにはできない状況がある。ストックホルム市母語教育センターでは、全ての教員に学位や資格を取るよう推進している。大都市では、資格をもった人材を見つけることは、比較的容易であるが、すべての都市で同じようなレベルの教員を確保することには、困難がある。

最後に、母語教育を公に実施し、母語教員を採用することの意義の1つに、移民出身者の雇用の創出ができるという点がある。母語教員の必須の資格は、母語がスウェーデン語以外であるということから、移民出身者のみが、その必須条件を備えていることになる。日本にも日系人を学校の日本語指導助手として採用するなどの類似したものがあるが³⁵、スウェーデンで母語教員として採用されることは、専門的な職業として、誇りある仕事を得ることになる。さらに加えて、移民自身が母語能力を資産として活用することにもなり、そこで個人の可能性を開き、ホスト社会でもそれを生かして、自らがその社会の貴重な資源・人材となるという、スウェーデ

ン国家が掲げる言語政策の理念を体現するところに到達するという貴重な役割を担うという意味ももつものである。

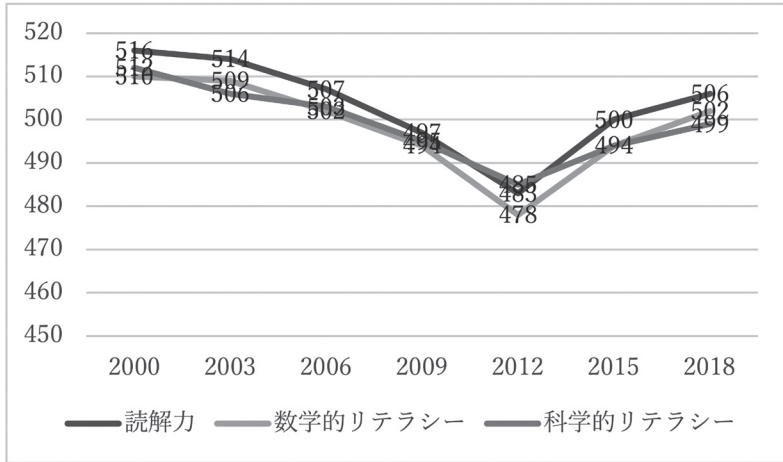
おわりに

スウェーデンの初等中等教育においては、従来から機会の平等と包摂性（インクルージョン）が重視され、すべての子どもに教育を受ける権利が認められている。本研究では、この原則が難民・移民にも適用され、公費を投入して人材や教材を含む学習環境が整備されていることを明らかにした。

2020年のコロナ禍の最中に、スウェーデンでは、プリスクールと基礎学校は閉鎖することなく授業を続け、高校はオンライン授業に切り換えて授業を継続した。学校は給食や健康管理を行う場でもあることから、子どもの教育権のみならず生存権保障の場として重要と考えられている。

外国につながるのある児童生徒へのSSLと母語教育の取組みの効果として、ヨーロッパ難民危機を経て2018年に実施されたPISA調査の結果が良好であったことが指摘できる（図表8）。スウェーデンでは全体の平均点だけでなく、生徒の背景に関する調査結果をもとに、より詳細な分析が行われているものと思われるが、本稿にはそれらの分析結果を反映させることはできなかった。今後の課題としたい。

図表 8. スウェーデンのPISAの平均点 (リテラシー領域別, 2000~2018年)



(資料) OECD (2019)

注

¹ European Commission, *Language Teaching and Learning in Multicultural Classrooms*, Publication Office of the European Union, 2015.

² 2015年にEU28か国とノルウェー、スイスに、中東およびアフリカの紛争地帯から約130万人の難民が流入した。

³ Eurostatのデータによれば、2015年ヨーロッパ難民危機の際に人口10万人当たりの難民申請者数は、ハンガリーが1799人で1位、続いてスウェーデン1667人、オーストリア1027人、ノルウェー602人、フィンランド591人がドイツ587人を上回っている。

⁴ CIDOB&MPG, *MIGRANT INTEGRATION POLICY INDEX 2015*, <http://www.mipex.eu> (2020年9月17日閲覧)

⁵ 林寛平「スウェーデンにおける外国人生徒の学習権保障」 園山大佑編

『岐路に立つ移民教育－社会的包摂への挑戦』ナカニシヤ出版, 102-118, 2016.

⁶ Skolverket, *Invandringens betides för skolresultaten*, Skolverket, 2016.

⁷ 澤野由紀子「スウェーデンにおける子ども・青少年行政の統合」『日本教育政策学会年報・19』, 8-22, 2012.

⁸ Hadnagy J. (Edit), *School—a basis for successful inclusion: Newly arrived children and young people in the Nordic countries*, Nordic Welfare Centre, 2016.

⁹ 澤野 前掲論文

¹⁰ Torslev, M., Borsch, A., *Refugee and Immigrant Children's Right to Education - A Comparative Analysis of Education Policies targeting Immigrant Children in the Nordic Countries*, University of Copenhagen, 2017, 近藤敦『多文化共生と人権—諸外国の「移民」と日本の「外国人」明石書店, 2019, p.11.

¹¹ Hadnagy, Opp. Cit.

¹² Ibid.

¹³ European Commission, Opp. Cit., p.41

¹⁴ Skolverket, *Curriculum for the compulsory school, preschool class, school aged educare 2011, Revised 2018*, Skolverket, 2019, p.274.

¹⁵ Ibid.

¹⁶ Ibid.,p.86.

¹⁷ European Commission, *Language Teaching and Learning in Multicultural Classrooms*, Publication Office of the European Union, 2015, p.68.

¹⁸ Ibid., p.46

¹⁹ Skorverket, Lovskola, <https://www.skolverket.se/regler-och-ansvar/ansvar-i-skolfragor/lovskola> (2020年9月17日閲覧)

²⁰ スウェーデンでは入国してから4年以内の移民・難民を「ニューカマー(nyanlända)」と呼ぶ。

²¹ 「自律学校」はスウェーデン語ではfristående skola（略称friskola）で、児童生徒一人当たり教育費をコミューンから交付されるため授業料を徴収することは教育法により禁止されている。有償の「私立学校（privat skola）」とは区別するため、「自立学校」と訳す場合もあるが、本稿では「自律学校」とする。

²² 言語法（2009：600）第2条 https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/spraklag-2009600_sfs-2009-600

“Sveriges Riksdag”（スウェーデン議会）のHPより（2020年9月9日閲覧）

²³ 言語法（2009：600）第7条 https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/spraklag-2009600_sfs-2009-600

“Sveriges Riksdag”（スウェーデン議会）のHPより（2020年9月9日閲覧）

²⁴ 言語法（2009：600）第14条 https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/spraklag-2009600_sfs-2009-600

“Sveriges Riksdag”（スウェーデン議会）のHPより（2020年9月9日閲覧）

²⁵ 「高校プログラム，母国語」

https://www.skolverket.se/undervisning/gymnasieskolan/loroplan-program-och-amnen-i-gymnasieskolan/gymnasieprogrammen/amne?url=1530314731%2Fsyllabuscw%2Fjsp%2Fsubject.htm%3FsubjectCode%3DMOE%26courseCode%3DMOEXXX02%26tos%3Dgy&sv.url=12.5dfee44715d35a5cdfa92a3#anchor_MOEXXX02 Skolverket（国立教育庁）のHPより（2020年9月9日閲覧）

²⁶ 同上。

²⁷ このような考え方は、特殊でないように思えるかもしれないが、スウェーデンとほぼ同じ約1000万人の人口であるチェコでは、外国人に対する母

語教育に力を入れるというより、チェコ人に子どもの頃から英語などの外国語教育を実施し、高校ではチェコ語以外でも教育を受けられるシステムを充実させている。スウェーデンはこのような国とは対照的であると言える。(小川早百合「チェコの学校教育調査概要—母語・外国語教育を中心に—」研究成果報告書『外国籍児童生徒の就学義務をめぐって』I, 東京未来大学所澤研究室, 107-111, 2014.)

²⁸ ガルシア氏の説明によるものである。それによれば、実際には週1時間程度が多いようである。林寛平「スウェーデンにおける外国人児童生徒の教育課題」p.28. および、ネット上で見られるスウェーデンでの外国人生活者の話からも、それが確認できる。

²⁹ 「少数民族の言語を発展させる権利」<https://www.skolverket.se/for-dig-som-ar.../elev-eller-foralder/smanavigation-elevers-rattigheter/rattent-att-utveckla-sitt-nationella-minoritetsprak>
Skolverket (国立教育庁HP) より (2020年9月9日閲覧)

³⁰ 小学校の場合は学校の学年で分けてあり、1～3年生、4～6年生、7～9年生の3区分となる。高校生の母語教育のレベル分け、内容自体共に、小・中学校のものとは異なる。

³¹ 「シラバス—少数民族以外言語以外の母語」
<https://www.skolverket.se/undervisning/grundskolan/laroplan-och-kursplaner-for-grundskolan/laroplan-lgr11-for-grundskolan-samt-for-forskoleklassen-och-fritidshemmet?url=1530314731%2Fcompulsorycw%2Fjsp%2Fsubject.htm%3FsubjectCode%3DGRGRMOD01%26tos%3Dgr%26p%3Dp&sv.url=12.5dfce44715d35a5cdfa219f> Skolverket (国立教育庁HP) より (2020年9月9日閲覧)

³² 2013年度の統計では、母語教育を受ける権利をもつ生徒は全国で約21万人(約23%)、このうち53.7%の生徒が実際に授業を受けているということである。母語教育が必要かどうかは学校長が判断するが、ほとんどの生徒が希望通り受けることができ、週当たりの授業時間は40分から60分

程度が多く、高学年ほど長くなる傾向がある。また、9割程度が学校内で行われている、ということである。(林前掲論文p.28.)

- ³³ 日本語の母語教育は、アルカビのオフィスで担当している。
- ³⁴ 他の大規模都市の母語教育サポート機関、例えばヨーテボリ市の語学センターでは、約300名の母語教師が70を超える言語を教えている。「ヨーテボリ市語学センターが提供している言語のリスト」を参照。 [https://goteborg.se/wps/portal/enhetssida/sprakcentrum/varasprak/lut/p/z1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfIjo8ziTYzcDQy9TAy9Dfw9zAwCjRx9wrxDXA0c3Qz0w8EKAgxdHA1NQAO8DN0MHANdzfyDXE0MDHxM9aOI0W-AAhwNnIKMnIwNDNz9jCjRj2wScfrxKIjCb3xBbigQOCcCAD8akn0!/dz/d5/L2dBISEvZ0FBIS9nQSEh/Sprakcentrum「ヨーテボリ市語学センターのHP」より](https://goteborg.se/wps/portal/enhetssida/sprakcentrum/varasprak/lut/p/z1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfIjo8ziTYzcDQy9TAy9Dfw9zAwCjRx9wrxDXA0c3Qz0w8EKAgxdHA1NQAO8DN0MHANdzfyDXE0MDHxM9aOI0W-AAhwNnIKMnIwNDNz9jCjRj2wScfrxKIjCb3xBbigQOCcCAD8akn0!/dz/d5/L2dBISEvZ0FBIS9nQSEh/Sprakcentrum「ヨーテボリ市語学センターのHP」より（2020年9月9日閲覧）)（2020年9月9日閲覧）
- ³⁵ 移民をその母語を生かした職種に行政が採用することは、日本でも類似の例がある。日本語と子どもたちの母語に堪能な人材を、指導支援（日本語指導助手）、通訳、保護者への通知翻訳などの職務のために地方自治体が独自で任用し、学校に配置している例がある。ただし、その雇用形態は、日本人学校職員とは異なるものが多い。

参考文献：

- 石田祥代・是永かな子「心理的・福祉的諸問題に注目した義務教育諸学校における児童生徒支援に関する研究-デンマーク・ノルウェー・スウェーデン・フィンランドにおける支援システムモデルの特徴と課題から」『北ヨーロッパ研究』第13巻2016年度, 1-11, 2016.
- 小川早百合「ニューカマーの子どもに対する日本語教育、母語教育、母文化保持教育」『群馬県太田・大泉の小中学校国際化の実態と求められる教員資質の総合的研究』平成11～13年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(2)研究成果報告書(課題番号11410069)(研究代表者 所澤潤) 1-22,

2001.

小川早百合「チェコの学校教育調査概要—母語・外国語教育を中心に—」
研究成果報告書『外国籍児童生徒の就学義務をめぐって』Ⅰ, 東京未来
大学所澤研究室, 107-111, 2014.

近藤敦『多文化共生と人権—諸外国の「移民」と日本の「外国人」』明石書店,
2019.

OECD, *COUNTRY NOTE. PROGRAMME FOR INTERNATIONAL STUDENT
ASSESSMENT (PISA) RESULTS FROM PISA 2018 : SWEDEN*, OECD,
2019. [oecd-org/pisa/publications/PISA_2018_CN_SWE.pdf](https://www.oecd.org/pisa/publications/PISA_2018_CN_SWE.pdf)

澤野由紀子「スウェーデンにおける子ども・青少年行政の統合」日本教育
政策学会年報・19, 8-22, 2012.

澤野由紀子「グローバル社会における教育の「北欧モデル」の変容」北村
友人他編『グローバル時代の市民形成』（岩波講座教育：変革への展望
第7巻）, 241-276, 2016.

澤野由紀子編『北欧研修2019報告書』, 聖心女子大学現代教養学部教育学科,
2019.

澤野由紀子編『北欧研修2020報告書』, 聖心女子大学現代教養学部教育学科,
2020.

野山広「日本語教育の確立を目指して」世界の日本語教育. 日本語教育論
集 (5) , 1-27, 1994.

林寛平「スウェーデンにおける外国人児童生徒の教育課題」比較教育学研
究 2015 (51) , 26-36, 2015.

林寛平「スウェーデンにおける外国人生徒の学習権保障」園山大佑編『岐
路に立つ移民教育—社会的包摂への挑戦』ナカニシヤ出版, 102-118,
2016.

本所恵「スウェーデンにおける外国人生徒の学力問題」園山大佑編『岐
路に立つ移民教育—社会的包摂への挑戦』ナカニシヤ出版, 193-208,
2016.

丸山英樹「欧州における移民の社会統合と教育政策--『移民統合政策指標』と『移民の子の統合』報告書から見るドイツとスウェーデン」国立教育政策研究所紀要 138, 223-238, 2009.

European Commission, *Language Teaching and Learning in Multicultural Classrooms*, Publication Office of the European Union, 2015.

Hadnagy J. (Edit), *School—a basis for successful inclusion: Newly arrived children and young people in the Nordic countries*, Nordic Welfare Centre, 2016.

Pew Research Centre, *Number of Refugees to Europe Surges to Record 1.3 Million in 2015*, (August 2, 2016),

<https://www.pewresearch.org/global/2016/08/02/number-of-refugees-to-europe-surges-to-record-1-3-million-in-2015/>

Skollagen: med lagen om införande av skollagen (2010:801), Norstedts Juridik, 2010.

Skolverket, Statistik, skolverket.se/skolutveckling/statistik

Skolverket, *Invandringens betides för skolresultaten*, Skolverket, 2016.

Skolverket, *Curriculum for the compulsory school, preschool class, school aged educate 2011, Revised 2018*, Skolverket, 2019.

Torslev, M., Borsch, A., *Refugee and Immigrant Children's Right to Education - A Comparative Analysis of Education Policies targeting Immigrant Children in the Nordic Countries*, University of Copenhagen, 2017

参考URL

教育法 (2010 : 800)

https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/skollag-2010800_sfs-2010-800 “Sveriges Riksdag”
(スウェーデン議会) のHPより

言語法 (2009 : 600)

https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/spraklag-2009600_sfs-2009-600 “Sveriges Riksdag”（スウェーデン議会）のHPより

「少数民族の言語を発展させる権利」<https://www.skolverket.se/for-dig-som-ar.../elev-eller-foralder/smanavigation-elevers-rattigheter/ratten-att-utveckla-sitt-nationella-minoritetssprak>

Skolverket（学校教育庁）のHPより

「シラバスー少数民族以外言語以外の母語」

<https://www.skolverket.se/undervisning/grundskolan/laroplan-och-kursplaner-for-grundskolan/laroplan-lgr11-for-grundskolan-samt-for-forskoleklassen-och-fritidshemmet?url=1530314731%2Fcompulsorycw%2Fjsp%2Fsubject.htm%3FsubjectCode%3DGRGRMOD01%26tos%3Dgr%26p%3Dp&sv.url=12.5dfce44715d35a5cdfa219f>

Skolverket（学校教育庁）のHPより

国民の少数派および少数派の言語に関する法律（2009：724）

https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/lag-2009724-om-nationella-minoriteter-och_sfs-2009-724 “Sveriges Riksdag”（スウェーデン議会）のHPより

Språkcentrum ヨーテボリ市語学センター

https://goteborg.se/wps/portal/enhetssida/sprakcentrum/lut/p/z1/nZBPC4JAEMU_Swev7qxaRLe1rDTJP2DaXkJj2wR1Qy2hT99SdDAKobm9mfebNwyiKEG0Sm85T9tcVGkh9Z5ODoa2AuwYeOP5FgCJgnA73_lg24DiIQOVY_hr5M37eEGwIXIY4yWQwJp4oWUAuOMnP5j_udYMNVMHWHnaP3zvwAHeQZQXInu9ilSZPuWI1uzEalar1lq2z217aWYKKNB1ncqF4AVTj6JU4BtyFk2Lkr4TXcooipK7y2IyegAqJ2XQ/dz/d5/L2dBISevZ0FBIS9nQSEh/

ヨーテボリ市語学センターが提供している言語のリスト

<https://goteborg.se/wps/portal/enhetssida/sprakcentrum/vara->

sprak/lut/p/z1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfljo8ziTYzcDQy9T
Ay9Dfw9zAwCjRx9wrxdXA0c3Qz0w8EKAagdHA1NQAO8DN0MH
ANdzfyDXE0MDHxM9aOI0W-AAhwNnIKMnIwNDNz9jcyjRj2wScfrx
KIjCb3xBbigQOCcCAD8akn0l/dz/d5/L2dBISEvZ0FBIS9nQSEh/
Språkcentrum（ヨーテボリ市語学センター）のHPより

スウェーデンの難民統合政策指標（MIPEX 2015）

Migrant Integration Policy Index（MIPEX）2015 SWEDEN
<http://www.mipex.eu/sweden#/tab-education>
MIPEX HPより

スウェーデンの難民統計

Migrationsverket, Asylum Statistics
<https://www.migrationsverket.se/English/About-the-Migration-Agency/Statistics/Asylum.html>
Migrationsverket（移民局）のHPより

【謝辞】

本研究は、筆者らが研究分担者として参加した2016～2019年度の科学研究費補助金（基盤研究（B）16H03787）「異文化対応能力育成教育と外国人児童の就学促進－先進諸国の多文化的教室の現場から－」（研究代表者：所澤潤）による研究を基礎としたもので、北欧等で実施した外国籍の子ども義務教育調査等から得た成果の一部である。スウェーデンにおける現地調査にご協力いただいた皆様に御礼を申し上げたい。

